

【陳情の審査】

陳情第25号

「川崎市公害防止等生活環境の保全等に関する条例第115条、
同第117条及び川崎市告示第608号」の改正に関する陳情

資料1 陳情第25号説明資料 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第115条、
同第117条及び川崎市告示第608号」の改正に関する陳情

参考資料1 川崎市告示第608号「生活騒音に関する指針」

参考資料2 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 生活騒音関係抜粋

環境局

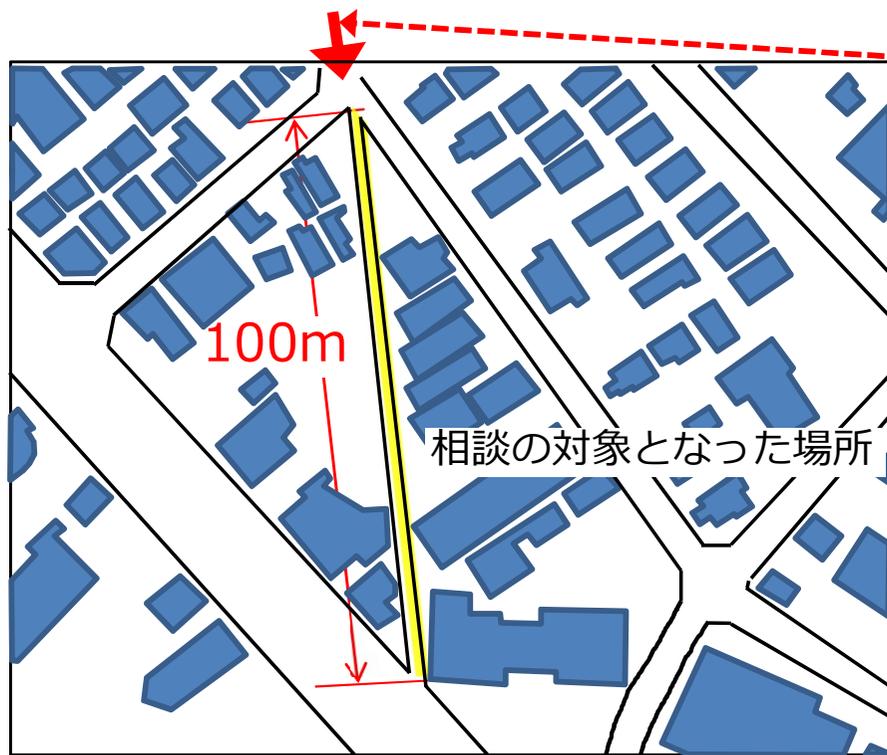
1 騒音に係る相談の経過①

本件陳情を受ける前の令和5年4月7日に騒音の相談を受け、騒音の発生防止に向けた対応をしています。

【相談の内容】

自宅近くにある歩道で子供がボール遊びをする音や声で困っている。

- ・騒音規制できないのか。
- ・水路の蓋のガタつきの改善や、注意する看板を立てて欲しい。



北から南を望む



1 騒音に係る相談の経過②

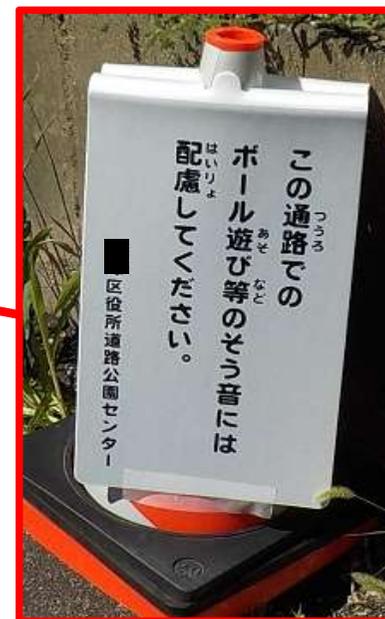
【本市の対応】

○陳情者との面談等により、状況を確認。

- ・ 子供の声や足音、ボール遊びの音は日常生活に伴い発生するものであり、法や条例による規制がないことを説明。

○本件相談内容に対する対応等について、道路管理者である区役所道路公園センターへ要請。同センターが次のとおり対応。

- ・ 水路の蓋のガタつきの改善
- ・ ボール遊び等の騒音に配慮を求める看板を設置
- ・ 近隣の小学校に注意喚起



2 本市の生活騒音に関する規定①

本市では、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（以下「条例」）において、家庭用機器、住宅用設備又は音響機器から発生する騒音その他日常生活に伴って発生する騒音を「生活騒音」とし、生活騒音の防止に係る市民と市長の責務を定めています。

（生活騒音の防止）

条例第115条 何人も、自らの責任と相互の協力により、住宅内及びその周囲において、家庭用機器、住宅用設備又は音響機器から発生する騒音その他の日常生活に伴って発生する騒音（以下「生活騒音」という。）を防止し、良好な近隣関係の形成と静穏な生活環境の保全に努めるとともに、市が実施する生活騒音の防止に関する施策に協力しなければならない。

全ての市民の責務

- 自らの責任と相互の協力により生活騒音を防止する。
- 良好な近隣関係の形成と静穏な生活環境の保全に努める。
- 市が実施する生活騒音防止の施策に協力する。

2 本市の生活騒音に関する規定②

(生活騒音対策に関する指針)

条例第117条 市長は、市民が行う生活騒音を防止するための取組を支援するため、広報その他の手段を通じて生活騒音の防止に関する知識の普及、情報の提供等を行うとともに、市民が行う生活騒音の防止のための設備の設置又は改善、生活騒音を発生する機器の使用の工夫等生活騒音対策に関する指針を定め、これを公表するとともに、必要な指導及び助言を行うものとする。

市長の責務

市民が行う生活騒音を防止するための取組を支援するため、

○生活騒音の防止に関する知識の普及、情報提供を行う。

○市民が行う生活騒音の防止のための設備の設置又は改善、機器の使用の方法の工夫など生活騒音対策に係る指針を定め公表するとともに、必要な指導及び助言を行う。

2 本市の生活騒音に関する規定③

生活騒音対策に関する指針（告示第608号※）

市民が行う生活騒音対策について、静かな生活環境を作るために必要に応じて行う配慮事項や、生活騒音の防止指針値を定めています。

1 生活騒音の防止対策

○家庭用機器や音響機器に係る配慮

- ・エアコン等の設置場所の工夫や点検の実施
- ・ピアノ等の使用時間や音量調整 等

○その他の生活騒音に係る配慮

- ・自動車のアイドリングは最小限にとどめる
- ・カーペット等による集合住宅の足音の低減
- ・緩衝材等によるドア開閉音の低減

2 防止指針値

家庭用機器、音響機器、集合住宅における足音等（床衝撃音）について、生活騒音の被害の程度の判断や、対策を講じる際のおおよその目安となる防止指針値を定めています。

※告示第608号「生活騒音対策に関する指針」（参考資料1）

2 本市の生活騒音に関する規定④

本市の生活騒音防止の取組イメージ

生活騒音

家庭用機器、住宅用設備または音響機器から発生する騒音その他日常生活に伴って発生する騒音（条例第115条） ←犬の鳴き声や子供の声等も含めて対応している

- 市民の責務（条例第115条） 相互協力による生活騒音の防止、良好な近隣関係の形成と静穏な生活環境の保全、市の施策への協力
- 市長の責務（条例第117条・前段）生活騒音防止に関する知識の普及と情報の提供

告示第608号の対象となる生活騒音

- ・家庭用機器：エアコン、洗濯機、掃除機、給湯機 等
- ・音響機器：ピアノ、ステレオ、テレビ 等
- ・その他：自動車のアイドリング、集合住宅の足音等、ドアの開閉

- 市長の責務（条例第117条・後段）指針の公表・必要な指導及び助言

3 国の生活騒音対策の考え方

国は、昭和54年度から、生活騒音の実態や低減対策の基本的方向性について調査検討を行い、本調査をもとに、昭和58年に「生活騒音の現状と今後の課題」を取りまとめ、関係省庁や地方自治体に配布しており、この中で生活騒音の規制について次のとおり考え方を示しています。

- 生活騒音は、個人の生活行動に伴って発生する音であり、相隣関係も深くかかわる問題であることから、単に音の発生を防止するという観点から法や条例により生活行動を規制することは困難
- 生活騒音を低減するために、法律や条例により発生行為の規制を行うことは、個人の生活に過大な制約を課す。
- 生活騒音の発生時間、発生源等は不特定であることから、規制の実効性を担保することは技術的に困難

4 他都市における生活騒音対策①

【東京都の状況】

- 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例※」において、事業所騒音や生活騒音に関わらず、何人も規制基準を超える騒音を発生させてはならないとしています。
- 生活騒音の種類を問わず、区域や時間ごとに規制基準値を定め、違反した場合に適用される勧告、行為の停止等の命令、罰則を定めています。
- 東京都にヒアリングしたところ、生活騒音について相談を受けた場合、まずは、当事者同士の話し合いによる解決を助言しているとのこと。また、川崎市に隣接する区に条例の運用状況を確認したところ、勧告に至ったケースはないと聞いています。

※「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年12月22日施行）」
生活騒音規定抜粋（参考資料2）

4 他都市における生活騒音対策②

【政令指定都市（川崎市を除く19市）の状況】

条例等の規定	政令市	対応状況
生活騒音に係る規制基準あり	1政令市	音響機器について規制基準値を定めるとともに、文教地区等や深夜における騒音の発生を禁じ、それぞれに勧告・命令・罰則の規定が適用される。
生活騒音に係る規定あり	14政令市	本市と同様 に、 <u>市や県の条例に規制基準値の適用がなく、市民の自主的努力や相互協力により生活騒音対策に取り組んでいる。</u>
生活騒音に係る規定なし	4政令市	市や県の条例に <u>生活騒音に係る規定はない</u> が、市民の自主的努力や相互協力による生活騒音の防止を促す取組を行っている。

5 陳情に対する本市の考え方①

【問題点1】

川崎市(環境局環境保全課)の見解は、告示608号に記載された騒音発生事由は、限定列挙であり、記載された事由以外の騒音について、類推して同告示を適用することはできないという。例えば、同告示に記載のない、犬の鳴き声、子供のサッカーやボール遊びの騒音につき、同告示の内容を類推して適用し、川崎市条例117条を適用することはできない訳である。

【市の考え方】

条例第117条「後段」に基づく、告示第608号の対象となるのは、生活騒音のうち相談件数が多かった家庭用機器等に限定されますが、当該告示に記載のない騒音については、条例第117条「前段」に基づき、生活騒音の防止に関する知識の普及や情報の提供等を行っております。

5 陳情に対する本市の考え方②

【問題点2】

国（環境庁）が作成した書面「生活騒音の現状と今後の課題」によれば、生活騒音の具体例として、犬の鳴き声（同書面によれば約90から100デシベル）、子供のかけ足（約50から66デシベル）、人の話し声（大声）（約88から99デシベル）の記載があり、国は、生活騒音の発生源につき明らかに川崎市より広くとらえている。

同書面は、告示608号より作成時期が古く、国の生活騒音の発生源についての考え方と、告示608号では、この点に齟齬があるといえる。

【市の考え方】

国が作成した書面は、生活騒音の低減に向けた課題を取りまとめる上で、生活騒音の現状を示すため、幅広く「生活騒音の具体例」やその「実測値」を掲載しているものです。

一方で、本市の告示第608号は、条例第117条後段に基づき、「指導又は助言の対象」を「家庭用機器等」に限定し、生活騒音を防止するための目安として「防止指針値」を規定したものであり、両者の目的は異なることから、比較するものではないと考えております。

5 陳情に対する本市の考え方③

【問題点3】

陳情者の場合、自宅に接した通路でサッカーやボール遊びをする小学生の騒音に悩まされた。計測すると、自宅室内で計測して70から75デシベルであった。仮に東京都条例の場合であれば、規制基準を超過するものとして、勧告、違反行為の停止を命じることが可能な場合である。ところが、川崎市の場合は、告示608号の適用はなく、したがって川崎市条例117条の適用もない。当然、勧告、違反行為の停止を命じることができない。

【市の考え方】

告示第608号で定める防止指針値は、生活騒音を防止するための目安であって、規制基準とは異なるものであり、勧告や違反行為の停止を命ずるものではありません。

また、生活騒音の規制は、市民の日常生活に制限を加えると考えられることや、国においても、生活騒音には法的規制はなく、近隣住民や地域内で話し合うなどの解決方法があるとしていることから、本市においては、規制基準による指導や勧告等に依らず、条例第117条に基づき、生活騒音の防止に関する知識の普及や情報の提供、指針による指導や助言を行っています。

5 陳情に対する本市の考え方④-1

【陳情者の提案】

法律も条例も、明確であることが重要であると考え、都条例のように騒音発生原因を問わずに、音量により騒音基準値違反とすることが、明確にかつ客観的に違反行為を認めることを可能にするであろう。

川崎市においても、都条例のように、用途地域、時間によって規制基準の上限を定め、超過した場合には、市長の勧告、違反行為の停止を命じる措置をとることができるようにすべきである。

これが、市民の生活環境を保全し維持することにつながる。よって、川崎市条例115条、同117条及び告示608号の改正の手続をとるべきである。

5 陳情に対する本市の考え方④-2

【陳情者の提案に対する市の考え方】

生活騒音は日常生活を営む上で必然的に発生するものであり、その発生を完全になくすことは困難であることに加え、生活騒音に規制基準を設けることは、市民の日常生活に制限を加えることになると考えております。

また、国が作成した「生活騒音の現状と今後の課題」において、「生活騒音を低減するために、法・条例により発生行為の規制を行うことは、個人の生活に過大な制約を課すことになる」、「生活騒音の発生時間や発生源等は不特定であることから、規制の実効性を担保することは技術的に困難」との見解が示されております。

本市としては、条例第117条に規定する、市民が行う生活騒音防止に関する知識の普及等の取組や告示第608号の指針に基づく指導・助言を行うとともに、本件陳情のような道路や公園等の利用者による生活騒音については、施設管理者など関係機関とも連携しながら対応していくことが効果的であり、引き続き、知識の普及等や指導・助言による支援及び関係機関との連携に取組んでまいります。